

13-1：災害時における緊急放送の協力に関する協定 (BAN-BANネットワークス株式会社)

加古川市（以下「甲」という。）とBAN-BANテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害に関する情報等の放送の実施について、次のとおり定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活の安定に寄与するため、甲及び乙の協力のもと、乙が所有する放送設備を通して、情報を提供するために必要なことを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に放送の協力を要請するときは、放送要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後放送要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 放送に要する費用は、乙の負担とする。

（補則）

第6条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年6月21日

加古川市加古川町北在家2000
甲 加古川市
加古川市長 樽本庄一

加古川市加古川町栗津26-2
乙 BAN-BANテレビ株式会社
代表取締役社長 橋本忠明